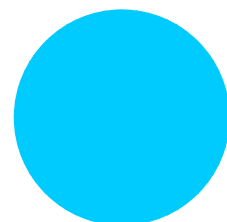
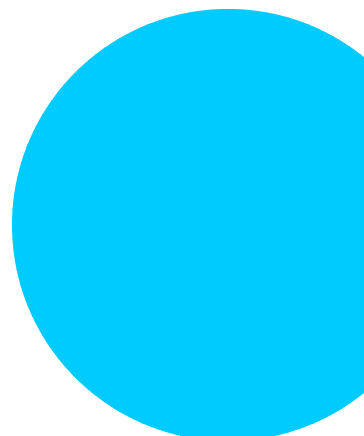


かすみがうら市 男女共同参画計画（案）

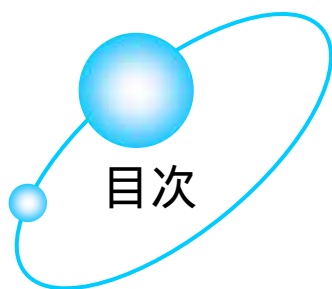
♪ られあひ育む豊かなまちをめぐして ♪
ひとひと 男と女 共に生き



平成20年 月



かすみがうら市



目次

かすみがうら市男女共同参画計画

	ページ
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画策定の背景	2
1 世界の動き	2
2 日本の動き	3
3 茨城県の動き	4
4 かすみがうら市の動き	4
第3節 かすみがうら市の現状	6
1 人口の推移	6
2 女性の就労	7
3 男女共同参画に関する意識	9
4 男女共同参画社会について	11
第2章 計画の概要	13
1 計画の基本理念	14
2 計画の位置付け	15
3 計画の期間	15
4 計画の体系	16
第3章 施策の展開	19
基本目標 互いに支え合う家庭環境づくり	20
基本施策1 家庭生活への男女共同参画の促進	20
基本施策2 子育てへの支援	25
基本施策3 高齢者、障害者などに対する支援	29
基本施策4 生涯を通じた健康への支援	31
基本目標 多様な働き方を支える意識づくり	33
基本施策1 働く場における労働環境条件の整備	33
基本施策2 家庭と両立する労働の促進	38
基本施策3 多様な働き方への支援	40
基本目標 互いに人権を認め合う社会づくり	42
基本施策1 地域社会における男女共同参画の促進	42
基本施策2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	47
基本施策3 国際的理解と協調	49
基本目標 男女共同参画を推進する体制づくり	50
基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	50
基本施策2 行政推進体制の充実	52



第 1 章

計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 日本の動き
- 3 茨城県の動き
- 4 かすみがうら市の動き

第 3 節 かすみがうら市の現状

- 1 人口の推移
- 2 女性の就労
- 3 男女共同参画に関する意識
- 4 男女共同参画社会について

第1節

計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが着実に進められてきましたが、現在でも解決すべき多くの課題が残されており、より一層の努力が必要です。

21世紀に入り、私たちを取り巻く社会経済情勢は少子・高齢化、情報化、国際化の進展、家族・地域社会の変化などにより大きな転換期を迎えています。

このような変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かな社会を目指していくうえで、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、大変重要な課題となっています。

かすみがうら市では、「かすみがうら市総合計画」の中で市の将来像として「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を掲げています。かすみがうら市に誇りを持ち、誰もがまちづくりの主人公になれるまちを、市民・事業者・市が一体になって創り育てるためには、あらゆる分野への男女共同参画が必要な条件となります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けてかすみがうら市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定しました。

第2節

計画策定の背景

1 世界の動き

1975年 (昭和50年)	国際連合は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催した「国際婦人年世界会議」では「世界行動計画」を採択し、その翌年からの10年間を、「国際婦人の10年」と位置付け、その目標を「平等・開発・平和」と決めました。
1979年 (昭和54年)	国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、翌1980年(昭和55年)に「国連婦人の10年中間年世界会議」において署名式が行われ、批准に向けた各国の取組みが活発となりました。

1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦2000年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1995年 (平成7年)	北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性の健康、女性に対する暴力、意思決定における女性の参画など12の課題が示され、また「北京宣言」では「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めることが明示されました。
2000年 (平成12年)	ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2 日本の動き

1945年 (昭和20年)	日本では、婦人参政権の付与が決定され、「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年、「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。
1984年 (昭和59年)	「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が進められ、「国籍法」および「戸籍法」の改正、翌年に「国民年金法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されました。
1987年 (昭和62年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1994年(平成6年)、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」および「男女共同参画推進本部」が設置されました。
1996年 (平成8年)	男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国社会を決定する重要課題として位置付けられ、社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることになりました。
2000年 (平成12年)	男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001年 (平成13年)	中央省庁等改革に伴い、新たに内閣府に「男女共同参画局」および「男女共同参画会議」が設置されました。
2005年 (平成17年)	「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、この新しい計画に基づいて男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

3 茨城県の動き

1978年 (昭和53年)	生活福祉部に青少年婦人課を設置し男女共同参画への取り組みを始め、担当課が婦人児童課となるなどの所管を経て、1991年(平成3年)には、婦人問題推進有職者会議からの提言を受けた「いばらきローズプラン21」が策定されました。
1994年 (平成6年)	福祉部に女性青少年課が設置されました。
1995年 (平成7年)	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられました。
1996年 (平成8年)	県が取り組むべき女性施策の指針として、男(ひと)と女(ひと)のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。
1999年 (平成11年)	プランの一層の推進と全庁的な取り組みを可能とするため、女性青少年課を福祉部から知事公室へ移す組織改編が行われました。
2001年 (平成13年)	「茨城県男女共同参画推進条例」の施行、同時に「茨城県男女共同参画審議会」が設置されました。さらに、「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」と改称されました。
2002年 (平成14年)	条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方針を明確にしました。
2005年 (平成17年)	あらゆる分野における女性の意欲的な取り組みを支援するため、「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。
2006年 (平成18年)	「茨城県男女共同参画実施計画(平成18年～平成22年)」が策定されました。

4 かすみがうら市の動き

これまでの男女共同参画に関する事項は、合併前は婦人児童課(旧千代田町)と生涯学習課(旧霞ヶ浦町)において取り組んできました。旧千代田町においては、総合計画に位置付けされ、全体的には女性委員、女性管理職の見直し、女性団体の育成等を実施してきました。また、旧霞ヶ浦町においても、総合計画の位置づけにより、女性委員等の見直し、女性団体の育成、各種講座(男性の料理教室)を実施しました。

2005年 (平成17年)	3月28日、旧千代田町と旧霞ヶ浦町が合併し、市長公室企画課が設置され女性行政推進の担当課となりました。 12月、「かすみがうら市男女共同参画行政の課題について」関係各課代表による事務打合せを実施しました。
2006年 (平成18年)	4月、組織改編により市長公室広聴広報課へ移管し、「かすみがうら市男女共同参画推進委員会設置要項」を制定しました。 7月、市内在住の20歳以上の男女1,500名を対象に男女共同参画市民意識調査を実施しました。 10月、「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進会議・検討会」を設置し、総合的な推進に向けた第一歩を踏み出しました。
2007年 (平成19年)	「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進会議・検討会」を開催し、計画策定に関する協議を行いました。
2008年 (平成20年)	市民意識調査報告書の結果を踏まえ推進委員会等での協議を重ね、将来に向けての取組みを総合的・計画的に推進するため、「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定しました。

第3節

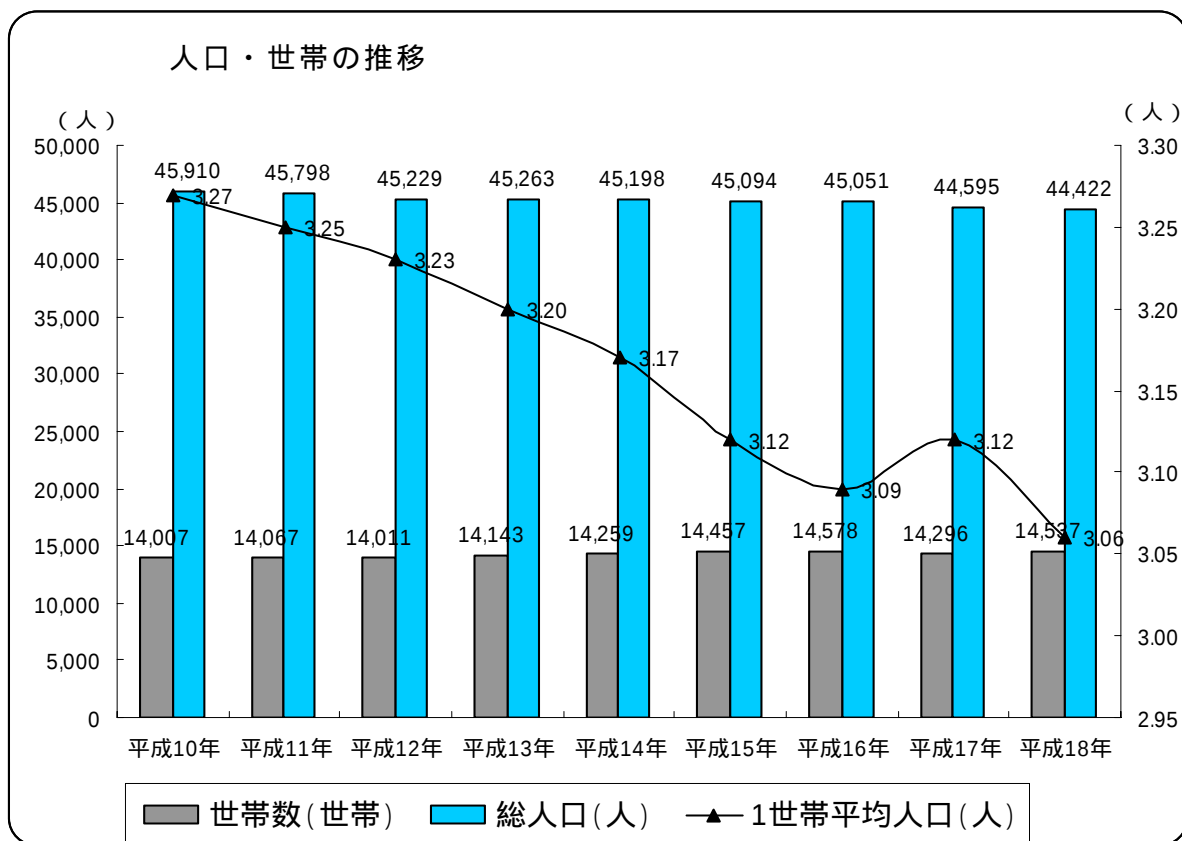
かすみがうら市の現状

1 人口の推移

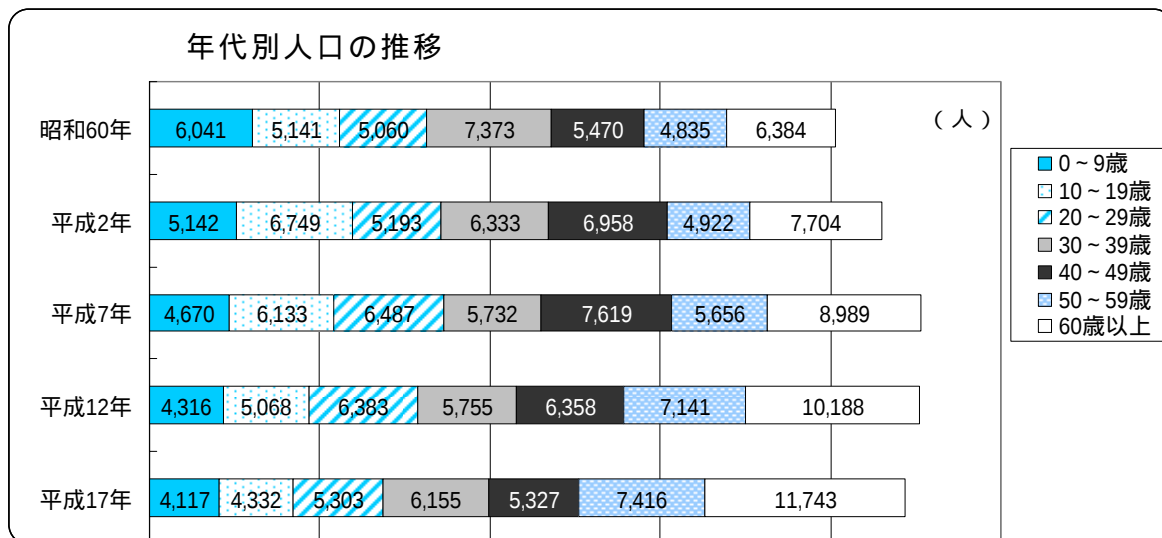
かすみがうら市の人口は平成10年の45,910人から少しずつ減少を続け、平成18年には44,422人となっています。

一世帯あたりの平均構成人数は平成10年には3.27人でしたが、平成18年には3.06人となり、僅かに核家族化が進んでいます。

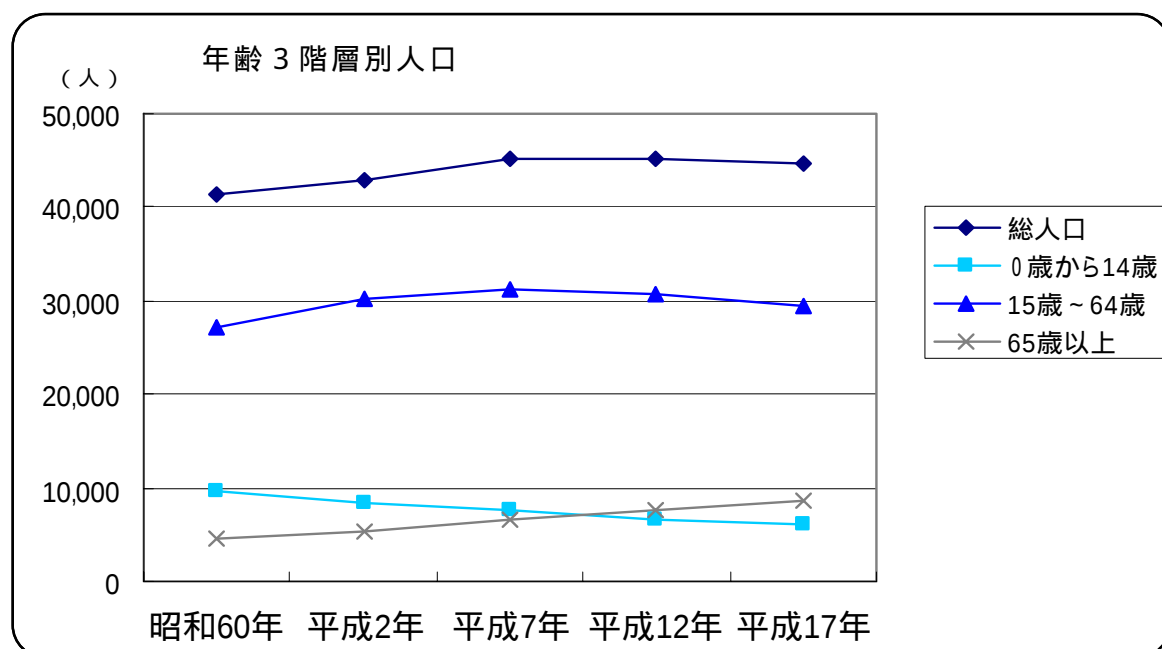
年代別では、0歳から19歳の年齢層は減少傾向にあり50歳以上は年々増えています。さらに、3階層別人口でみると0歳から14歳の若年者層は減少し、65歳以上の高齢者層が増加し、平成12年には高齢者層の人口が若年者層を上回り、かすみがうら市でも少子・高齢化の傾向がうかがえます。



資料：茨城県常住人口調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

2 女性の就労

かすみがうら市の人口の減少に伴い、就業者数も減少していますが、就業者全体に占める女性の割合はほぼ横ばいとなっています。

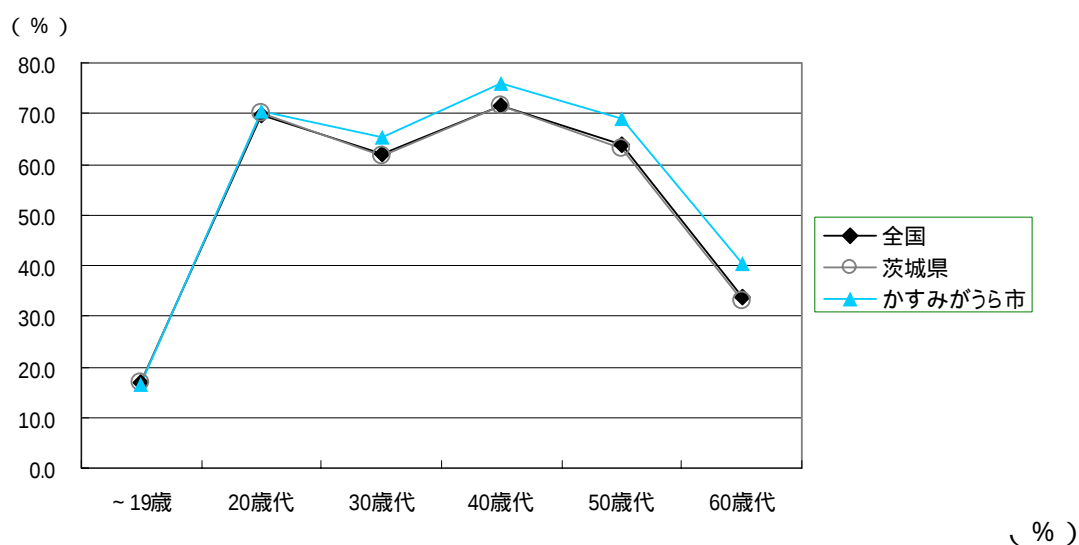
女性の労働力状況を年代別にみると、20歳代と40歳代が頂点となり、30歳代が底となりM字型を描いています。これは、女性の労働力が出産・育児期に低下し、育児期を終えた40歳代に再就職をしているものと考えられます。

かすみがうら市の就業者及び就業者全体に占める女性の割合の推移

区 分	就業者数(人)	うち女性(人)	女性の比率(%)
昭和60年	21,247	8,159	38.4
平成2年	22,510	8,639	38.4
平成7年	24,380	9,358	38.4
平成12年	24,094	9,578	39.8
平成17年	23,250	9,456	40.7

資料:国勢調査

女性の年齢階層別労働力率



	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
全 国	16.8	69.8	61.9	71.7	63.7	33.6
茨 城 県	16.7	70.2	61.7	71.4	63.3	32.9
かすみがうら市	16.4	70.5	65.2	75.8	69.0	40.4

資料:国勢調査

3 男女共同参画に関する意識

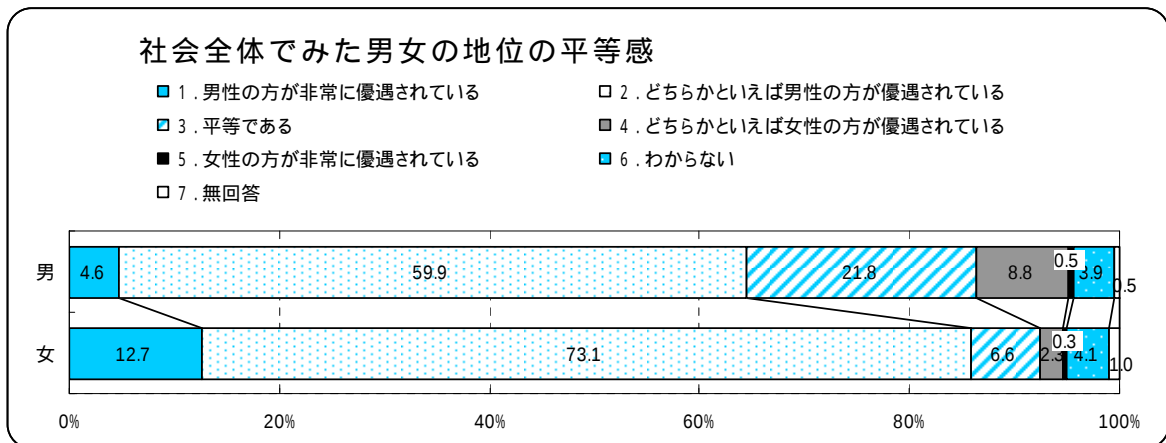
市民意識調査によると、社会全体でみた場合、男女の地位の平等に関する意識について、男性は6割以上が、女性は8割以上が「男性が優遇（どちらかといえばを含む。）」されているという意識があり、依然として男性中心の社会と感じている方が多いことを裏付けている結果となっています。

項目別にみると、「社会通念・慣習、しきたり」、「家庭生活（家事育児など）」、「政治の場」、「職場」については、6割を超える方が「男性が優遇」されているという意識をもっています。これらは、家庭、就業といった生活を営むうえでの日常場面に集約されることから、毎日の生活の中に不平等感が存在していることがうかがえます。

比較的平等と感じる意識が高い項目としては、「学校教育の場」が挙げられ、6割を超える方が「平等」という意識をもっています。次に「法律や制度」、「地域活動」があげられ、これは、ボランティア活動などの参加者に女性が多いということがひとつの要因と考えられ、「参加する機会」の多少が平等意識に影響を与えているということが分かります。

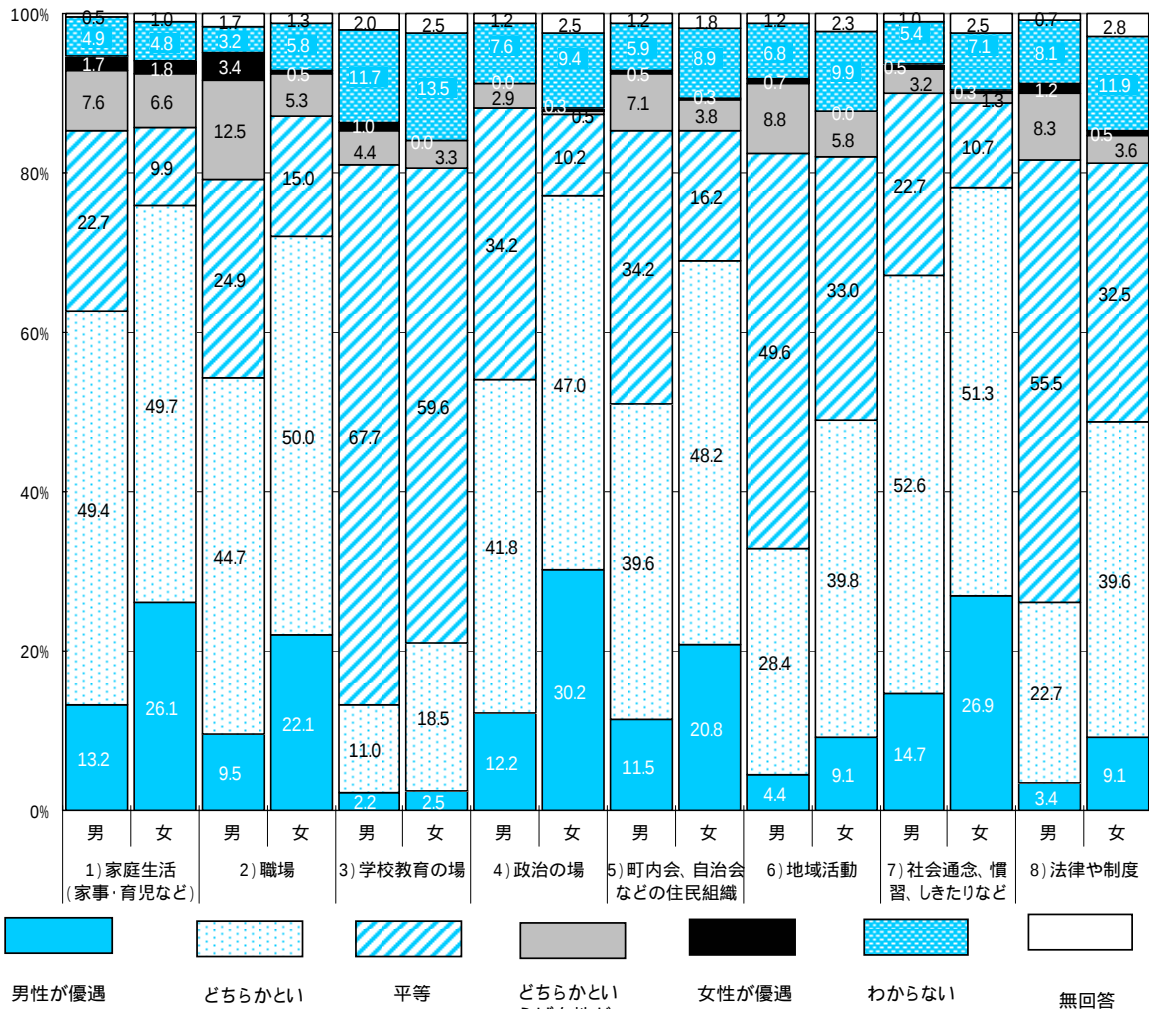
男女間の意識という点でみると、すべての項目で、女性の方が、より「男性が優遇」されているという意識をもっており、特に「法律や制度」において、男性は5割強の方が「平等」と感じていることに対して、女性は約3割となっており、その格差が大きくなっています。

そのような格差を縮め、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なのは「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めることと」感じている方が5割近くを占めており、日常的な生活の中に問題が存在していることがうかがえます。



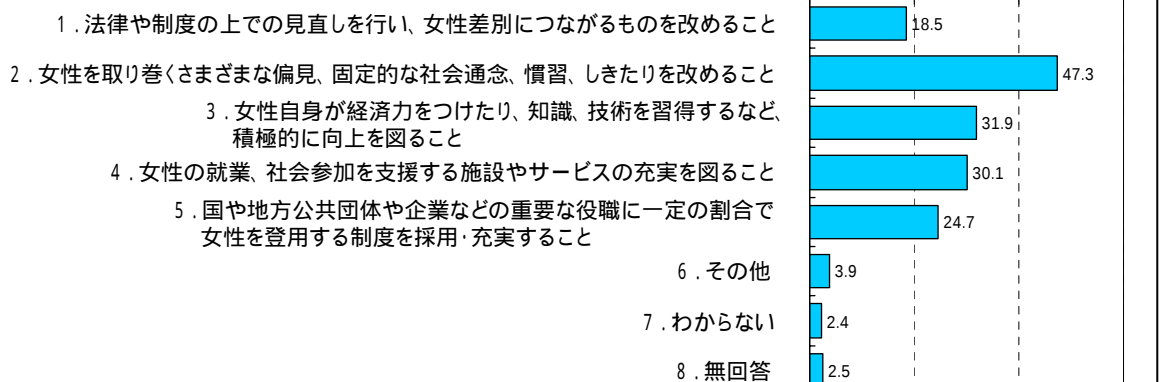
資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

各分野の男女の地位の平等感



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

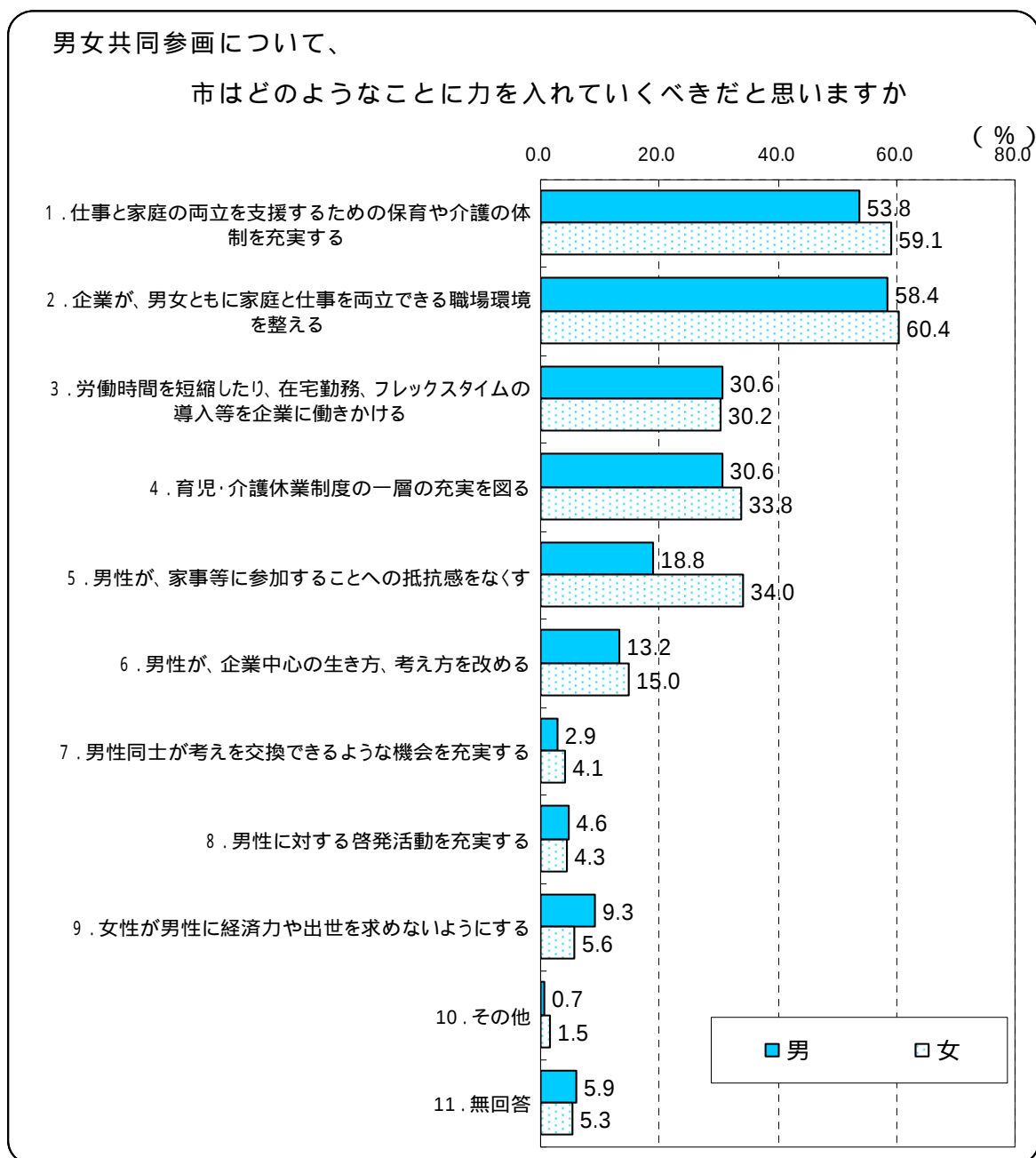
男女が平等になるために重要なこと



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

4 男女共同参画社会について

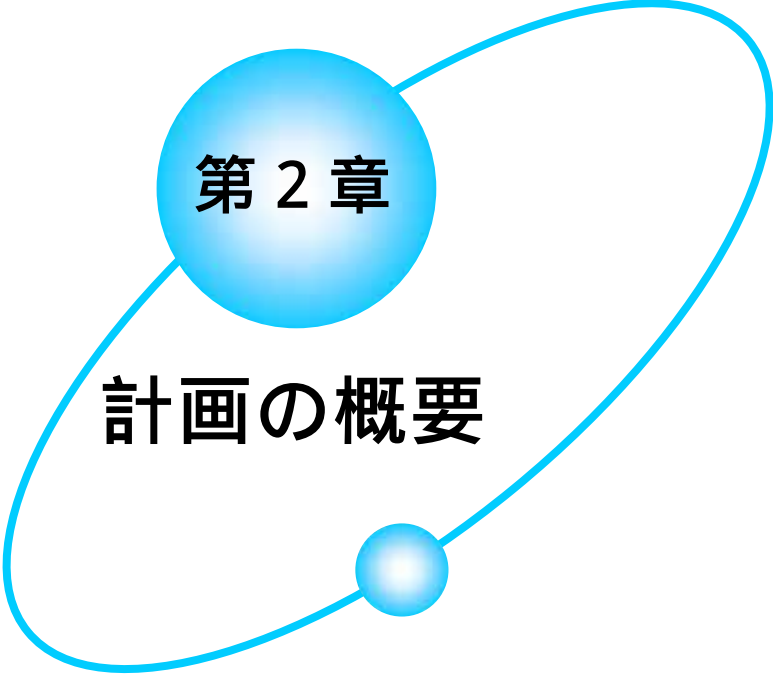
市が今後、進めていく施策について、力を入れていく項目としては、「男女がともに働きやすい職場環境の整備」、「保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」、「育児・介護休業制度の充実」の順となっており、就業や福祉関連に対する積極的な施策展開が求められています。



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



第2章



計画の概要

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の体系

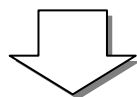
1 計画の基本理念

かすみがうら市では、少子・高齢化、情報化、国際化の進展や家族・地域社会の変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かなまちを築くため、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを目指します。

そこで、「かすみがうら市男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、「^{ひとひとり}男女共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を基本理念として掲げることとします。

男女共同参画社会基本法基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調



「かすみがうら市男女共同参画計画」基本理念

^{ひとひとり}
男女共に生き

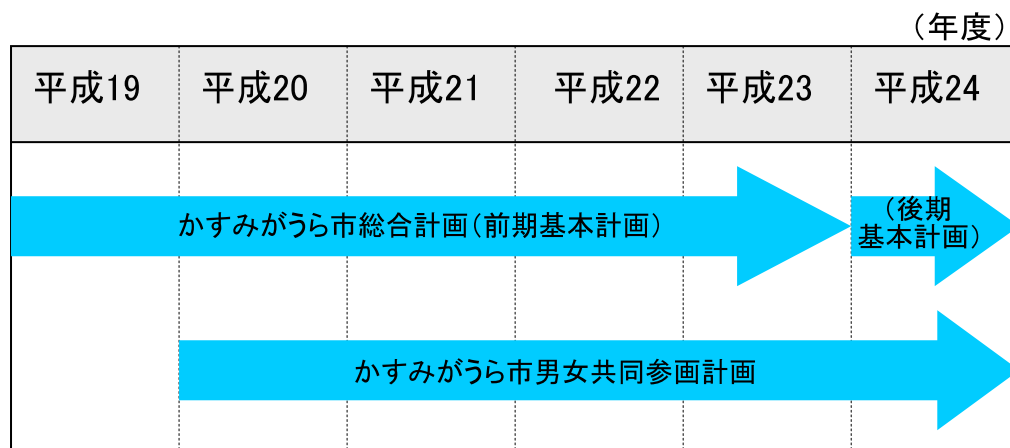
ふれあい育む豊かなまちをめざして

2 計画の位置付け

- (1) 計画は、男女共同参画に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本的な考え方と施策の基本的方向を具体的に示すものとする。
- (2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づくものであり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- (3) 計画は、「かすみがうら市総合計画」に基づくものであり、各分野における他の部門別計画との整合性を図り策定するものです。
- (4) 計画は、平成18年度に実施した「かすみがうら市男女共同参画社会市民意識調査」の結果やかすみがうら市男女共同参画推進委員会など、市民の声を反映して策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。



4 計画の体系

基本理念

ひととひと 男女共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして

基本目標 互いに支え合う家庭環境づくり		[施策の方向]
基本施策1	家庭生活への男女共同参画の促進	(1)家事・育児・介護等に対する男性の参画推進
		(2)家庭内暴力の発生を防ぐ体制づくり
		(3)相談体制の充実、被害者支援体制づくり
		(4)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
基本施策2	子育てへの支援	(1)子どもが健やかに育つ生活環境の整備
		(2)地域で支え合う子育ての支援
基本施策3	高齢者、障害者などに対する支援	(1)高齢者が安心して暮らせる環境づくり
		(2)高齢者の社会参画促進
		(3)障害者自立支援の推進
基本施策4	生涯を通じた健康への支援	(1)生涯を通じた健康に関する意識の浸透
		(2)心身の健康保持・増進への支援

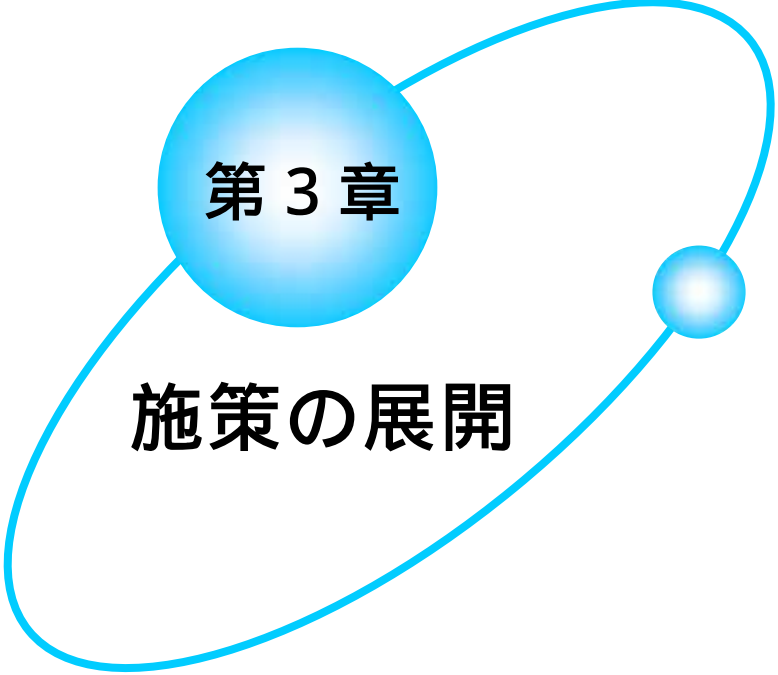
基本目標 多様な働き方を支える意識づくり		
基本施策1	働く場における労働環境条件の整備	(1)男女共同参画の視点に立った職場づくり
		(2)女性の能力を発揮するための支援
		(3)働く女性の健康管理措置の促進
		(4)セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進
基本施策2	家庭と両立する労働の促進	(1)職場と家庭の両立の支援
基本施策3	多様な働き方への支援	(1)多様な働き方を可能にする就業条件の整備
		(2)起業、再就職に対する支援
		(3)農林水産業・商工業等の自営業における男女が共に働きやすい環境整備

基本目標 互いに人権を認め合う社会づくり

基本施策1	地域社会における男女共同参画の促進	(1) 男女が共に参画する地域活動の促進
		(2) 人材育成と地域活動支援の充実
		(3) 地域の防犯対策の推進
		(4) メディアにおける人権尊重
基本施策2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		(2) 生涯学習における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
基本施策3	国際的理解と協調	(1) 情報の収集提供
		(2) 国際交流・国際協力の推進

基本目標 男女共同参画を推進する体制づくり

基本施策1	政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進
		(2) 女性が市政へ参画するための支援
		(3) 事業所・団体における女性の参画推進
基本施策2	行政推進体制の充実	(1) 庁内の男女共同参画の推進
		(2) 庁内における働きやすい職場づくり
		(3) 男女共同参画に関する情報提供と調査研究
		(4) 推進体制の確立



第3章

施策の展開

基本目標 互いに支え合う家庭環境づくり

基本施策1 家庭生活への男女共同参画の促進

基本施策2 子育てへの支援

基本施策3 高齢者、障害者などに対する支援

基本施策4 生涯を通じた健康への支援

基本目標 多様な働き方を支える意識づくり

基本施策1 働く場における労働環境条件の整備

基本施策2 家庭と両立する労働の促進

基本施策3 多様な働き方への支援

基本目標 互いに人権を認め合う社会づくり

基本施策1 地域社会における男女共同参画の促進

基本施策2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本施策3 国際的理解と協調

基本目標 男女共同参画を推進する体制づくり

基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

基本施策2 行政推進体制の充実

基本目標

互いに支え合う家庭環境づくり

少子・高齢化や核家族化の進行、離婚率や未婚率の上昇等により家族形態の変化が進んでいます。男性の中には仕事中心の意識・ライフスタイルが根強くあり、家事・育児や介護が女性に依存されているのが現状です。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割意識にとらわれずに、家族を構成する男女が互いに協力し合い家庭生活において家族の一員としての責任を果たすことが大切です。

また、女性に対する暴力は女性の人権を侵害し、被害者や家族を脅かす大きな問題であり、被害者への支援対策が求められています。

そのため、男女が性別にかかわらずひとりの人間として尊重され人権を侵害されることのない社会を構築していくには、個人の意識改革はもとより、それを支える環境を整備していく必要があります。これらの環境は、「家庭」や日常生活に包含され、この環境整備を推進する取組みを展開します。

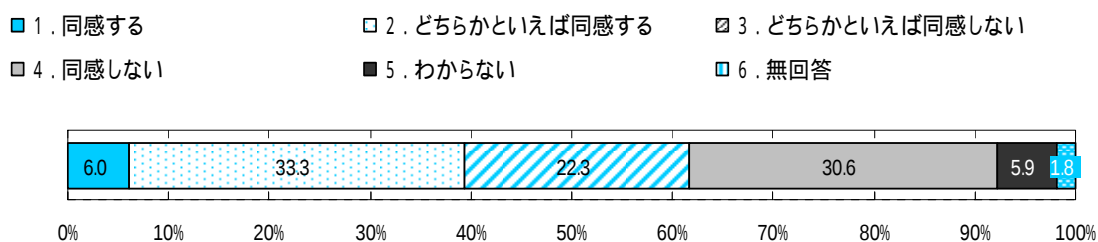
基本施策 1 - 家庭生活への男女共同参画の促進

男女が個性や能力を発揮して仕事をしたり、安心して子どもを生み育てることができる社会を形成するには、仕事などの社会生活と家事・育児・介護などの家庭生活の両立が図れる仕組みをつくる必要があります。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、5割以上が「同感しない」という回答となっています。男女の生き方や家庭生活に関する考え方については、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」や「仕事や生き方について多様な選択をすべきである」という回答が8割を超えているものの「女性が仕事をもつのはよいが家事、育児もきちんとすべきである」という回答も6割を超えています。また、家庭の中で家事・育児は女性が主体で、男性は家庭における全体的実権を握っており「参加」の立場という役割分担意識がみられます。このようなことから、男性のための学習機会の充実などにより社会的な気運の醸成を図り、積極的に男性が家庭生活に参画できる取組みを進めます。

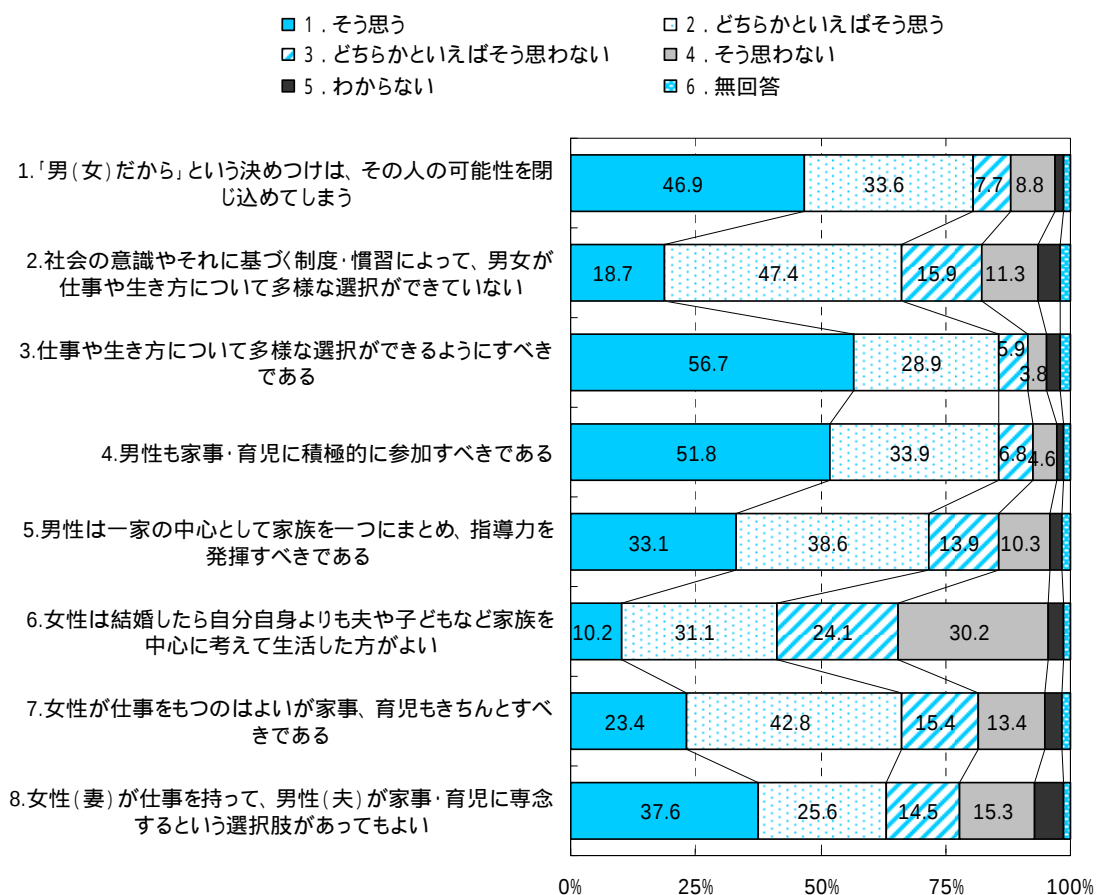
また、配偶者へ対する暴力は被害者を恐怖に陥れ、自立心や自尊心を失わせてしまうだけでなく、その暴力を目の当たりにした子どもなど弱者へ連鎖、拡散していく可能性もあり、被害者や家族の人生を脅かす大きな問題です。暴力が人権侵害であることを認識することは重要なことであり男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。発生を未然に防ぐ環境づくりを進めるとともに相談窓口の充実や関係機関との連携を図ります。

男は仕事、女は家庭という考えについて



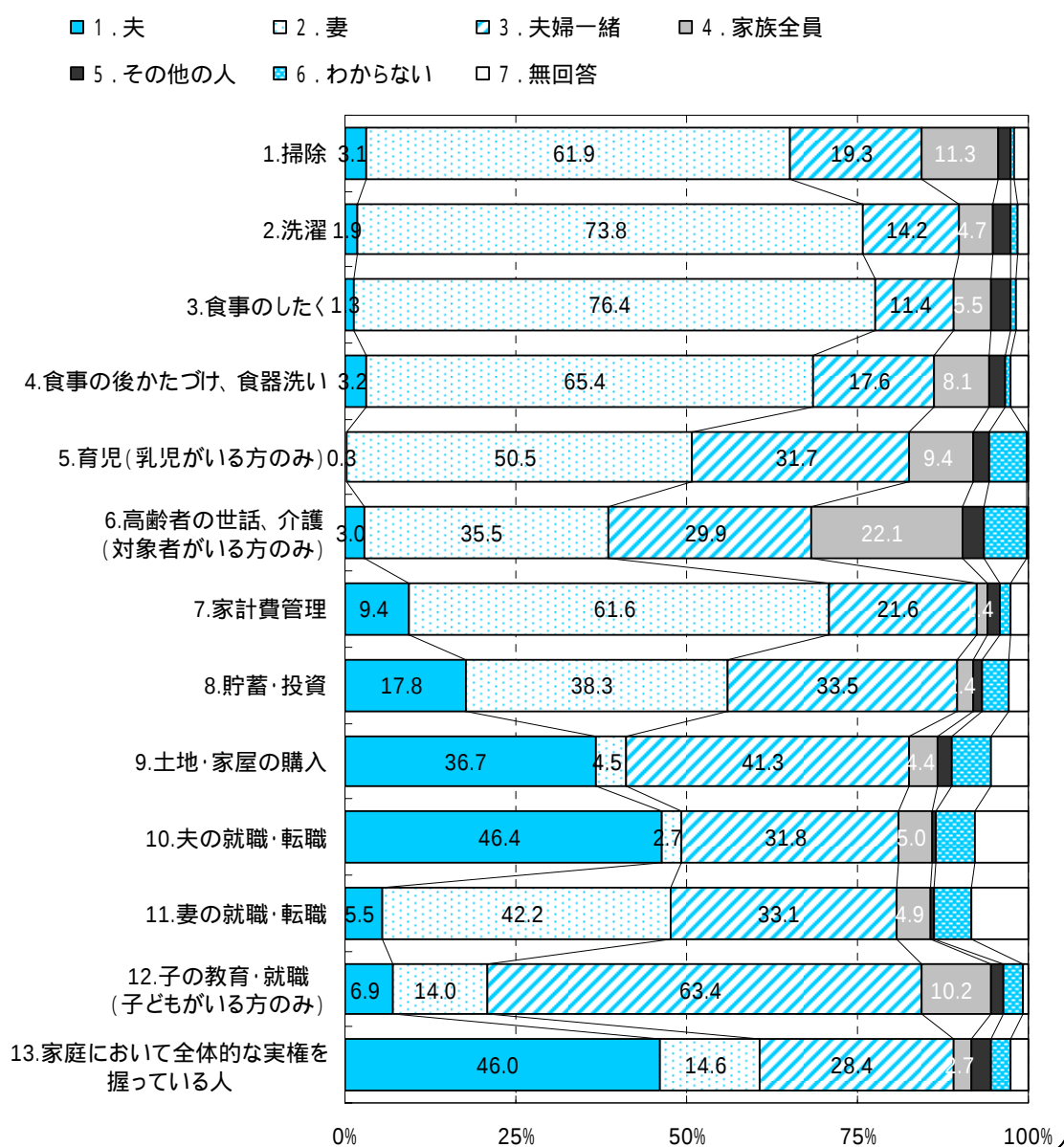
資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

男女の生き方や家庭生活に関する考えについて



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

家庭での役割分担について



資料：平成18年度男女共同参画市民意識調査

(1) 家事・育児・介護等に対する男性の参画推進

家事・育児・介護等の家庭での仕事に対する適正な評価と男性の積極的な参画を図るための取組みを推進します。

家庭生活における男女の調和のとれた環境づくりを促進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
男性の家事能力の向上支援	料理教室への男性の参加促進	千代田公民館
子どもの家事手伝い支援	家のお手伝いを進んでする子どもの育成	学校教育課
男性の介護能力の向上支援	介護教室への男性の参加促進	長寿福祉課
男性の参画推進	意識啓発活動	広聴広報課

(2) 家庭内暴力の発生を防ぐ体制づくり

配偶者間の暴力や子どもや高齢者の虐待など、暴力防止についての社会的認識を徹底させるため、広報啓発を行います。

地域住民や被害者の保護にかかわる関係者との連携を促進し、防止体制の整備に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
ドメスティック・バイオレンス対策	配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所内)関連機関との連携強化	子ども福祉課
	警察署等関連機関との連携強化	
児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関と連携した要保護児童への支援推進	健康増進課
	家庭相談員による助言・指導	
	健康相談、健診、訪問指導等による早期発見と防止	学校教育課
高年齢者虐待防止対策	介護関係者や民生委員等地域での早期発見と防止	長寿福祉課

ドメスティック・バイオレンス：親密な関係にある男女間で行われる身体的・精神的な暴力のこと

(3) 相談体制の充実、被害者支援体制づくり

人権侵害への対策として、男女共同参画の視点に立った相談事業や関係機関との連携体制の整備に努めます。

子どもや親が気軽に相談できるような体制の充実に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
被害者支援体制の整備	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談体制の充実	子ども福祉課
	関係機関との連携強化	
家庭児童相談の充実	家庭における児童相談および助言・指導	
人権相談の充実	人権擁護委員による相談体制の充実	社会福祉課
子育て相談の充実	子育てに関する相談の充実	健康増進課
教育相談の充実	教育支援センターにおける不登校等子どもの教育に関する相談および指導	学校教育課
	小・中学校における相談体制の充実	
	スクールカウンセラー配置による相談体制の充実	
	いじめホットライン(24時間体制の電話相談)の充実	

(4) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

多様な生き方に配慮した社会制度・慣行の見直しを推進します。

性別による役割分担意識の解消を目指し、意識啓発に努めます。

【事業計画】

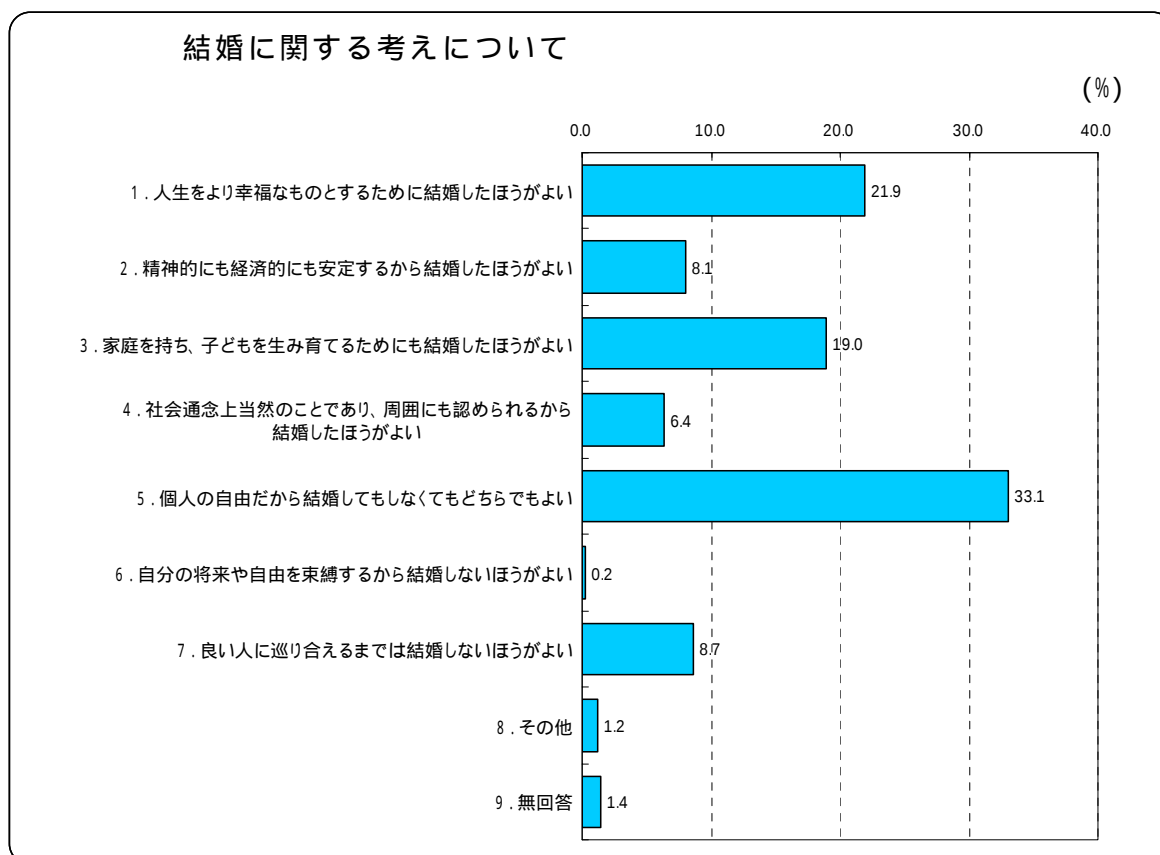
施 策	具体的施策・事業例	担当課
男女共同参画の視点に立った人権を尊重する意識の啓発	意識啓発活動	広聴広報課
	人権擁護委員との協力による啓発	社会福祉課
男女共同参画の視点に立った人権教育の推進	学校教育における人権教育の推進	学校教育課
	人権教育に関する研修の充実	
性別による固定的役割分担意識の解消	意識啓発活動	広聴広報課

基本施策 2 - 子育てへの支援

市民意識調査では、結婚に関する考えについて、「個人の自由だからどちらでもよい」が3割を占めているものの、「子どもを産み育てるためにも結婚したほうがよい」等の回答もありました。また、子どもの出生数については、4割以上が理想とする子どもの数より実際の子どもの数または実際に子育てできると思う数が少ないという回答となっており、「子どもの教育等経済的負担が増えるから」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」、「仕事と子育ての両立が困難だから」が主な理由になっています。

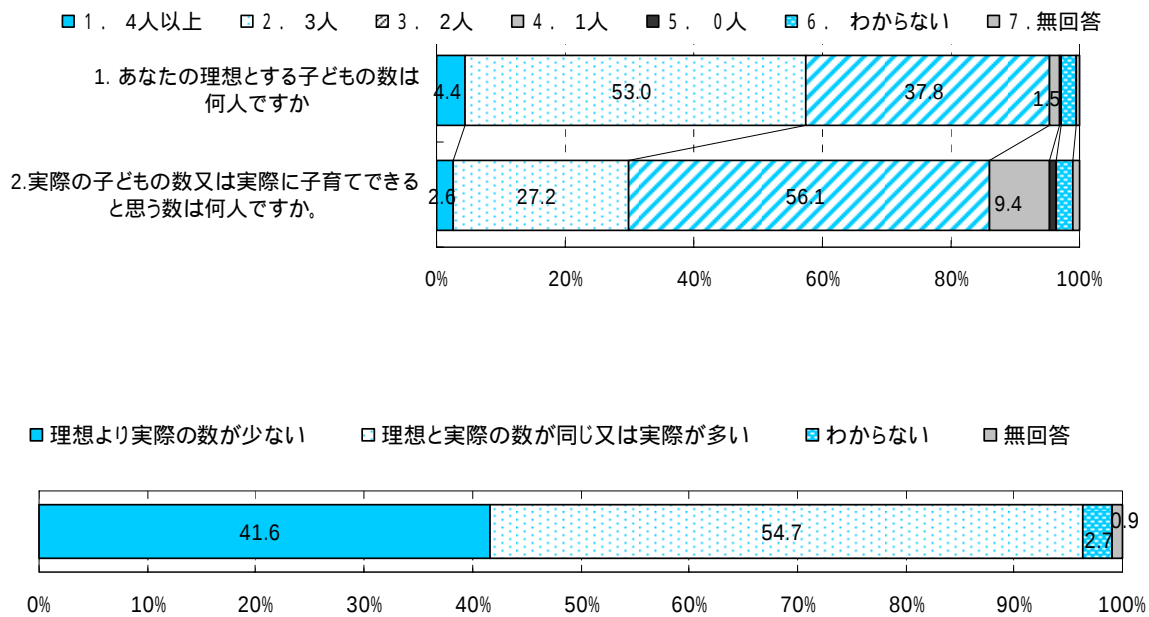
子育てにおいては、男女がそれぞれ大切な役割を担っていますが、女性が担う「母親」の役割は貴重である一方、女性の役割が「母親」に限られないことはいうまでもなく、夫婦における家事や仕事の役割分担をバランスよく共有することが重要です。また、「誰もが子どもを産み育てることの尊さと喜び」を理解し、それぞれの立場から、子どもの健やかな成長を見守っていきける地域社会を形成していくことが大切です。そのため、子育てにおける男性の参画の推進、子育てに対する支援を推進していきます。

「子育て」については、次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域全体で子育て環境や教育環境および生活環境の整備に努めます。

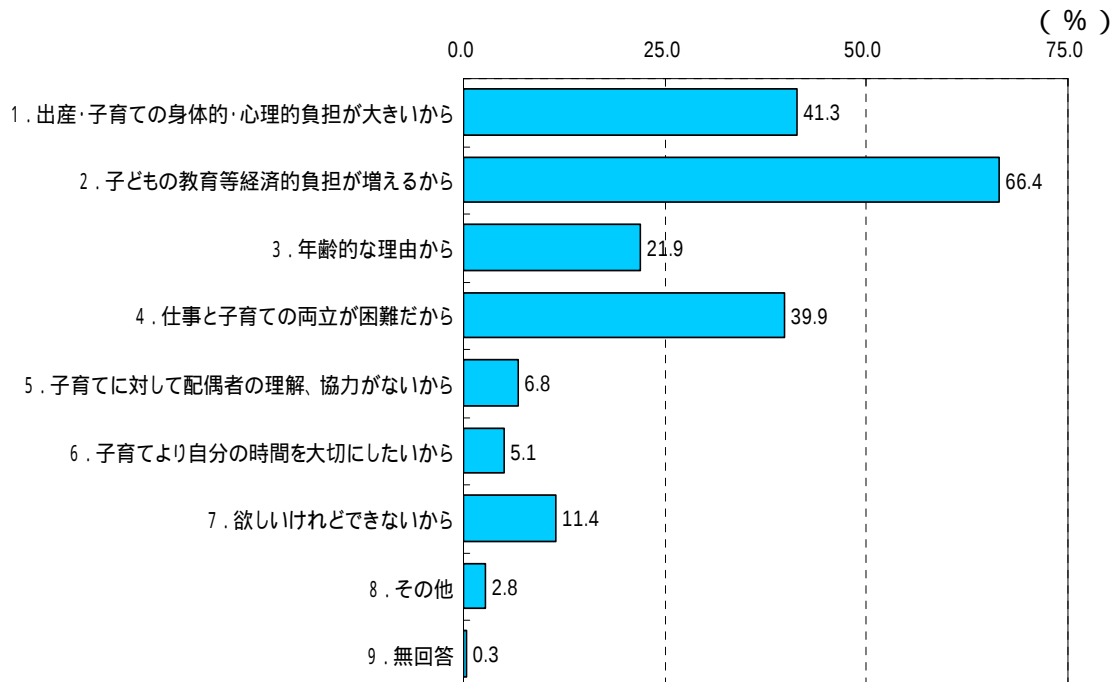


資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

子どもの出生数について



理想とする子どもの数が、実際の子どもの数より少ないことについて



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

男女がともに責任をもって行動し、子育てについて共に担うことができるように、学習機会の提供や相談体制の充実に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
父親の育児能力の向上支援	妊婦教室や乳幼児健診への父親の参加促進および父親の育児能力支援	健康増進課
	家庭教育手帳の配付	生涯学習課
男女が共に、子育てをするための支援	家庭教育学級の充実	
	教育相談の充実(再掲)	学校教育課
	はぐみルームにおける育児相談の充実	健康増進課
	家庭相談体制の充実(再掲)	子ども福祉課

(2) 地域で支え合う子育ての支援

次世代育成支援にかかわる諸施策を推進するとともに、保育所の充実等地域における子育て支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭等においては子育てや経済的自立を促進するための施策の充実を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
保育サービスの充実	乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育等の充実	子ども福祉課
	統合保育所整備事業による保育サービスの向上	
地域子育て拠点事業の推進	子育て支援センターの充実	
	育児相談や子育てサークル支援等の事業の充実	
	子育て支援の取組みを広めるための広報・啓発	
児童の健全育成事業の充実	放課後児童クラブの運営内容の充実	生涯学習課
	放課後子ども教室の推進	

児童館活動の充実	母親クラブなどの組織を支援	子ども福祉課
	子育ての情報の提供	
	世代間交流の促進	
子育てネットワークづくり	子育てサポーターの育成、子育てサロンなどの子育て機会の提供	生涯学習課
	未就学児を対象に子育てひろばを開催し子育てに関する学習・交流活動を推進	
子育てに関する手当等制度の周知	児童手当、子育て奨励金	子ども福祉課
	医療福祉費制度	国保年金課
	幼稚園就園奨励制度、就学援助費	学校教育課
ひとり親家庭への支援体制の充実	母子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援や各種制度の周知・活用の推進	子ども福祉課
	母子家庭・父子家庭医療福祉費助成	国保年金課

子育てサポーター：妊産婦や乳幼児から中学生くらいまでの子どもをもつ親に対して、出産、子育て、しつけなどについて、友人のような関係で気軽に相談に応じたり、きめ細かなアドバイス等を行う人

基本施策 3 - 高齢者、障害者などに対する支援

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進が求められています。高齢者や障害者の介護については、同居している女性が担うことが多い現状にあり、男性の介護に対する理解と協力が必要です。

そこで、高齢者が健康で自立した生活を送るための生きがいづくり、介護予防対策を推進するとともに、介護における男性の積極的な参画を促すための取組みや介護サービス基盤の整備を推進します。

一方、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用して障害者が地域、在宅で生活し、自立と社会参加を進めることとなりました。そのため障害のある男女それぞれのニーズに配慮しながら安心して参画できる社会を構築するために、日常生活や社会生活基盤を整備し自立支援を推進します。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が要介護状態となることなく生活できるよう、高齢者の健康づくり活動や介護予防事業を推進します。

男性の介護に対する理解と協力を促し、男女が共に介護に取り組む環境づくりを推進します。

介護に取り組む家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
高齢期の健康づくり活動の推進・支援	健康手帳の交付	健康増進課
	健康教室の開催による生活習慣病予防と健康保持を支援し、健康に関する相談を実施	健康増進課 長寿福祉課
閉じこもり防止と介護予防事業の推進	高齢者訪問、転倒防止教室の実施 訪問活動の推進	
男女が共に介護をするための支援	介護教室の開催	長寿福祉課
地域包括支援体制の整備	地域包括支援センターの充実	
	地域ケアシステムによる地域ケアセンター業務との連携	
	在宅介護支援センター等関係機関との協力体制の推進	
	介護予防事業の推進	
介護相談・支援体制の充実	各種介護保険サービス利用の相談・支援	
	介護者の悩み相談・支援体制の充実	
	県の相談センターや保健所等各相談機関との連携強化	

(2) 高齢者の社会参画促進

高齢者が生きがいを持って健やかな生活を送るために、男女を問わず社会に参加し、活動できる組織の整備を推進します。

高齢者のもつ高い就労意識と技能経験を生かした就労を支援します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
生きがいづくり活動の支援	高齢者大学講座の開催	生涯学習課
	関係機関との連携による高齢者の活動支援	長寿福祉課
就労支援	シルバー人材センターの活動支援	

(3) 障害者自立支援の推進

障害のある男女へ配慮しつつノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進め自立した生活が送れるよう地域の支援体制づくりを推進します。

自立支援及び各種就職支援等による雇用機会の充実などを進め、障害者の社会参加を促進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
地域生活支援事業の充実	福祉サービス提供体制の充実	社会福祉課
	短期入所等の充実	
	情報提供の充実	
	相談支援事業の充実	
	地域活動支援センター事業の推進	
障害者住宅リフォーム助成事業の実施	障害者住宅リフォーム助成事業の継続	
就労支援の充実	福祉施設や関係機関との連携による就労支援	健康増進課
社会参加の促進	スポーツ大会、文化活動への参加促進	
相談体制の充実	発達のおくれのある乳幼児を対象ににこにこ教室を実施	
	こころの相談事業の充実	

ノーマライゼーション：年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが普通に暮らせる社会が正常であるとして、その実現に向けて様々な社会条件を整備していこうとする考え方

基本施策 4 - 生涯を通じた健康への支援

高齢化社会を迎えて、男女が共に生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることは、社会参画していくための基盤です。そして、男女が共にそれぞれの性や身体、心の特性について理解し、互いに思いやりを持ち、助け合うことは男女共同参画社会を形成する上での前提条件となります。このような点からも学校における性教育の重要性が高まっており、学齢に応じた適切な教育が求められています。また、情報化社会の進展とともに、人々の健康への意識の高まりにより、健康に関連する情報が社会に多く普及しています。そのような状況の中で一人ひとりの健康状態や年齢、生活習慣にあった健康支援が必要です。特に女性は、妊娠・出産・育児期があり、男性とは異なった管理が重要であるといえます。

これらのことから、男女の特性を理解するための情報や学習機会の提供に努め、また、各種健康診断の充実など健康増進策を推進します。

(1) 生涯を通じた健康に関する意識の浸透

お互いの性について正しい知識を得るための健康教育の充実を図ります。

女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であるための自己決定権の確立と学習・啓発機会の提供に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
思春期における性教育の充実	思春期に関する相談及び情報提供の実施	健康増進課
年代に応じた健康管理の充実	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期に応じた健康管理と学習会の充実	
性感染に関する正しい知識の普及	性感染症等の正しい知識の周知	

(2) 心身の健康保持・増進への支援

次の世代を担う健やかな子どもを産み育てられるよう、母子保健にかかわる施策を推進します。

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、健康保持・増進のための取組みを充実します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
妊娠・出産に対する支援の充実	妊婦教室等における母体の保護と保育に関する知識の普及	健康増進課
	妊産婦健康診査等の充実	
	ハイリスク妊産婦等に対する相談・指導の実施	
	不妊治療費の助成	
心身の健康にかかわる相談の充実	育児相談の充実、育児不安の解消、児童虐待防止等の心の健康づくり	
	保健師、子育てアドバイザー等による家庭訪問の実施	
健康管理・保健予防体制の充実	乳がん・子宮がん検診の実施	
	骨そしょう症予防教室の実施	
	健康診査の実施および健康相談の充実	
健康増進体制の推進	食生活改善推進員による生活習慣病予防のための正しい栄養・食生活の普及、食育の普及、健康づくり推進	
	健康運動推進員の育成および活動支援	
学校教育における健康保持・増進支援	児童生徒への食に関する指導の充実	学校教育課
	薬物乱用防止教育の充実	

基本目標

多様な働き方を支える意識づくり

就労は、人々の生活の経済基盤を形成するものであり、働くことによって達成感が得られ自己実現につながります。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、少子化が進展し労働力が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し、経済社会の活力となり男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。

「男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)」等により、採用等における男女平等の確保が図られていますが、男女ともに職業の選択や職場においての不平等意識があり、男女間の格差が存在していることがうかがえます。また、経済環境などの変化により個人の働き方も、より多様性を増すと考えられる中、これらの変化に対応できるだけの能力を発揮する機会を狭めている現状があり、「仕事」と「家庭」の両立を支援することが重要となっています。

そこで、雇用における均等な機会及び待遇を確保するための企業等への働きかけや男女がともに職場生活と家庭生活、地域生活を両立させ一人ひとりが自分に合った多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりのための取組みを展開します。

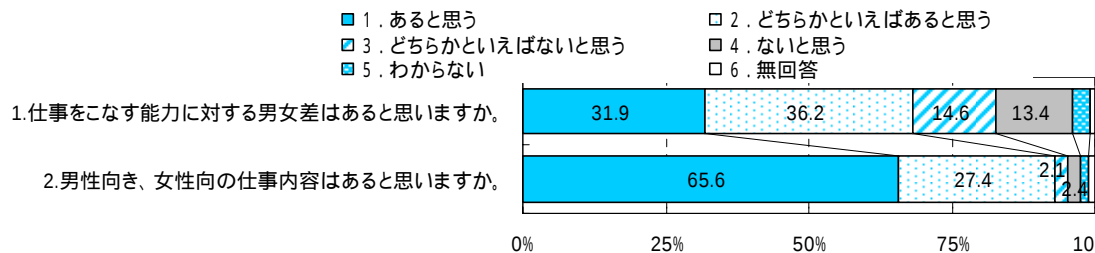
基本施策 1 - 働く場における労働環境条件の整備

「男女雇用機会均等法」において、雇用上の募集・採用・配置・昇進・教育訓練等に係る男女の差別の禁止など働きやすい環境のための法的な整備が進んでいることから、これらの法の趣旨を広く市民や事業者にも周知するとともに、事業者に対して雇用管理の改善を働きかけるなど、就業の場における男女平等を進めます。

市民意識調査において、職場での男女の不平等感についての回答のうち、女性は7割以上が、「賃金、昇進、昇格」、男性は5割以上が「仕事の責任の求められ方」を挙げています。このような点からも、男女格差解消のための積極的な取組みと併せ、就業能力を高めていくことが重要です。そのため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の女性の能力が十分に発揮できるようにするための施策を推進します。

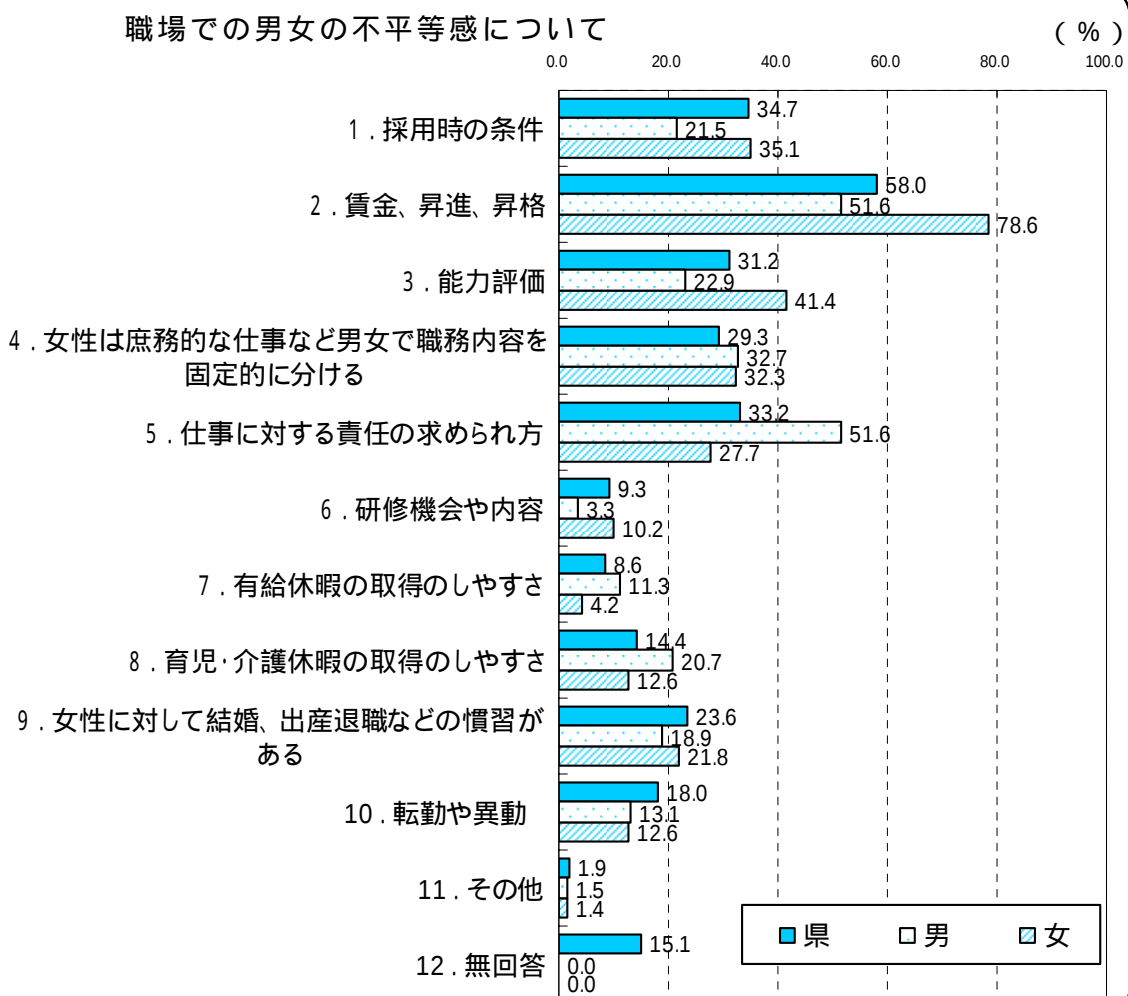
さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものであることから、人権侵害であることを認識し、事業所における防止対策の徹底を図るとともに、被害を受けた場合の相談体制の充実を図ります。

就業について

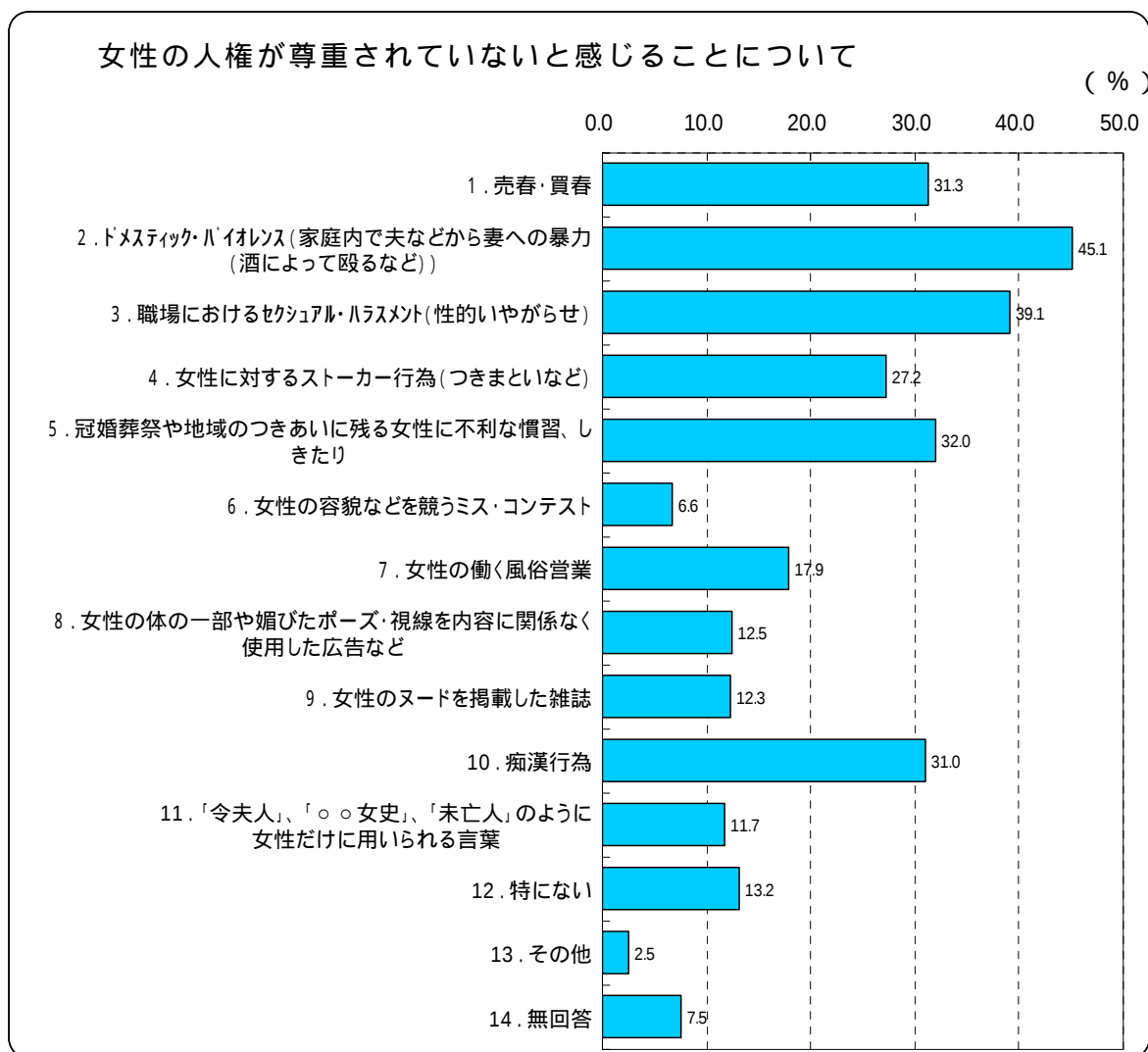


資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

職場での男女の不平等感について



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1) 男女共同参画の視点に立った職場づくり

事業者等への「男女雇用機会均等法」等の普及に努め、雇用管理の公正な取扱いと、男女の格差解消のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
事業者、市民、自治体における男女雇用機会均等法の定着の促進	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連携による周知及び意識啓発活動	観光商工課
市内事業者への労働及び労働福祉関係情報の提供	ハローワークとの連携による情報提供	

積極的改善措置（ポジティブアクション）：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

（２）女性の能力を発揮するための支援

就業や能力開発のための研修等の情報提供を促進します。

働く女性が学習や活動をする場の確保や機能の充実に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
事業主等に対する女性の職種・職域拡大の働きかけ	関係機関との連携による意識啓発活動	観光商工課
事業主等への多様な就業形態、女性活用事例、再雇用制度等の情報提供	ハローワークとの連携による情報提供	
能力発揮促進のための情報収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報収集および提供	
働く女性の家の活動推進	働く女性の家の機能充実および活動推進	中央出張所

（３）働く女性の健康管理措置の促進

女性が安心して働ける職場環境づくりを促進し、母性健康管理に関する意識啓発を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
女性労働者への母性保護および保健に関する情報の周知と情報提供	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連携による男女雇用機会均等法、労働基準法等の周知および母性健康管理に関する意識啓発の推進	観光商工課
心身の健康を害する労働条件や環境に対する是正の要請	関係機関との連携による意識啓発活動	
パートを含むすべての女性労働者への健康診断の周知	関係機関との連携による意識啓発活動	観光商工課
	健康診断の充実	健康増進課

(4) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を防止する対策が図られるよう啓発し、防止対策を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止対策	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連携による事業主への防止対策の推進および意識啓発活動	観光商工課

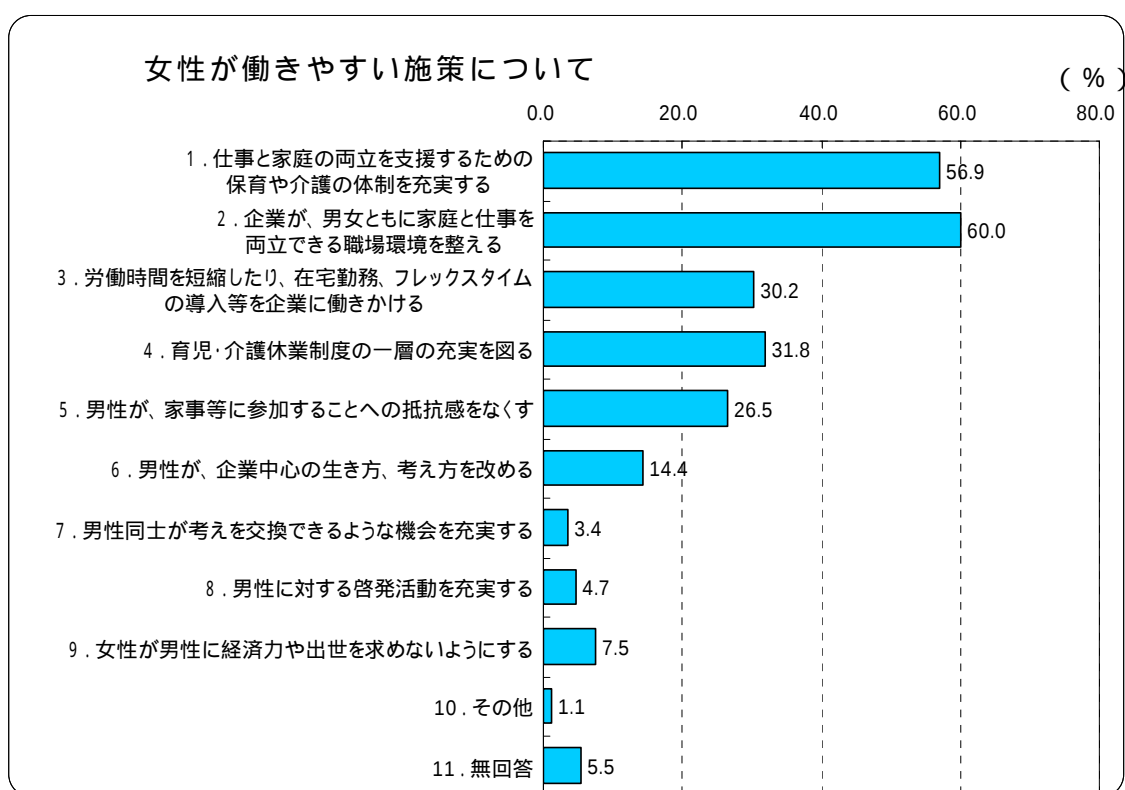
セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせのこと。略して「セクハラ」などと呼ばれる。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の行動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって職業活動を著しく悪化させること」とされている。

パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

基本施策 2 - 家庭と両立する労働の促進

女性は職業の有無にかかわらず、家事・育児等の家庭責任の多くを担っており、働く女性にとっては大きな負担となっています。男女が仕事と家事・育児・介護等を両立できるように、多様な勤務形態を可能にする条件整備が必要です。また、通勤時間の長時間化、勤務形態の多様化の中、核家族の進行により、地縁・血縁による育児支援等の機能が低下している現状にあります。

市民意識調査では、女性が働きやすい施策について「保育や介護の体制を充実する」、「職場環境整備」、「育児・介護休業制度」等が挙げられています。このようなことから、男女が共に仕事と家庭の両立を図るための支援を展開するとともに、労働者の権利についての啓発や学習機会を提供し、社会全体で家庭と職場の両立支援に取り組めるような環境整備に努めます。



資料：平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1) 職場と家庭の両立の支援

育児・介護休暇制度の普及啓発や利用促進を図り、仕事と家庭の両立を支援し、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

仕事と子育てや介護の両立に係る負担感を緩和し、安心して子育てや介護ができるような環境づくりを推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
育児・介護休業制度の利用促進	関係機関との連携による育児・介護休業法の周知および普及啓発活動	観光商工課
	事業所への育児・休業制度の整備促進と取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりの推進	
事業所への普及啓発	関係機関との連携による両立支援策に関する情報提供および普及啓発活動	
	母性健康管理に関する意識啓発および妊娠、出産、授乳期における女性の保護の周知	
	労働時間短縮促進のための啓発	
子育て支援体制の充実	保育サービスの充実(再掲)	子ども福祉課
	放課後児童クラブの充実(再掲)	
	子育てに関する相談支援体制の整備(再掲)	
	放課後児童クラブの充実(再掲)	
	放課後子ども教室の推進(再掲)	生涯学習課
介護支援体制の充実	各種介護保険サービス利用の相談・支援(再掲)	長寿福祉課
	介護者の悩み相談・支援体制の充実(再掲)	

基本施策3 - 多様な働き方への支援

女性の自立意識や就業意欲の高まりとともに、能力発揮のための多様な就業の場の確保、環境づくりが必要となっています。また、現在の社会環境の変化や女性の就業の状況から、起業や経営に必要な能力の向上と再就職への支援の必要性は、大きなものとなっています。そのため、多様な働き方を可能にする就業条件や起業・経営に必要な法律知識やノウハウ面と再就職に対する支援策を展開します。

農林水産業・商工業等の自営業を営む女性は、生産や経営管理の担い手として、また、家庭生活、地域生活の担い手として重要な役割を果たしています。生産や経営活動、地域づくりをはじめ、方針決定の場において積極的に意見を反映させていくことが重要です。緑や水、ゆとりある空間等、市内の優れた自然資源を保全しながら定住性を高める快適な生活環境を実現することが課題となっています。そのため、その労働に対して適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境整備を進めます。

(1) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

女性の自立意識や就業意欲が高まっており、就業機会の確保や就労者の福利厚生充実などの環境整備を促進します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
パート、臨時、派遣労働者への労働情報の提供	ハローワークとの連携による情報の提供	観光商工課
就労者の支援体制の整備	働く女性の家の充実による福利厚生の推進	中央出張所

(2) 起業、再就職に対する支援

起業に必要な法律知識や経営のノウハウ等起業のための能力向上と再就職を支援します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
職業能力向上を図る各種研修の実施、情報提供	再就職支援セミナー等の紹介、県の労働関連部局との連携による情報提供	観光商工課
起業の支援	起業セミナーの紹介、起業相談の実施 県及び商工会と連携した事業資金制度の紹介	
就労に関する情報の提供	ハローワークとの連携による情報の提供	

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女が共に働きやすい環境整備

家族従業者として働く女性の経営参画や就業条件の整備等についての意識啓発を促進します。

農業後継者を確保する体制の整備を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
農業関係団体委員等への女性登用・参画の啓発	意識啓発活動	農林水産課 農業委員会
農業農村男女共同参画地域推進事業の促進	女性農業士の活動支援	
	農業改良普及センター等の関連機関との連携	
経営・方針決定の場における共同参画の促進	家族経営協定事業の拡充	
農業経営に関する各種講演会の開催	農業改良普及センターやJAとの連携による講演会の開催	農業委員会
農業後継者に対する配偶者対策	配偶者確保のための結婚相談活動推進	
商工業等の自営業従事への支援対策	働きやすい環境の整備のための啓発	観光商工課
	休日を意識づけるための積極的な啓発	
	商工会と連携した情報の提供や相談体制の充実	
	中小企業のための低利融資制度の充実	

女性農業士：自家農業に従事し、家計運営を担う概ね３５歳から４５歳の女性であって、満６０歳まで女性農業士として活動できると認められる女性農業者のこと。農業経営、農家生活の向上に意欲的に取り組み、他の模範となる女性農業者、農村女性グループ等の集団に属し、地域女性および農業青年等から信望が厚く、かつ女性リーダーとして指導性に富む女性農業者

家族経営協定：家族経営が中心となっている我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営委譲等について文書で取り決めるもの。協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になる。

基本目標

互いに人権を認め合う社会づくり

男女がさまざまな分野に参画することによって、その中で多様な価値観により、新たな地域社会のあり方が求められます。その中で、それぞれがバランスのとれた生き方を模索し、地域を構成する市民や関係団体が、より良い関係を保ちながら男女が共に活動できる環境整備を促進します。

また、情報化が進展する中で多様なメディアからの情報は多大な影響を及ぼします。男女の人権の尊重にかかわる情報の発信に配慮するとともに、情報を受ける側も、主体的に解釈し、活用する能力を持つことも必要なことであると考えます。

また、男女共同参画社会の形成は、国際的な取組みと歩調を合わせて進められているものであり、より一層の国際協力、国際交流を推進していく必要があり、地域レベルでの活発な活動を促す取組みを展開します。

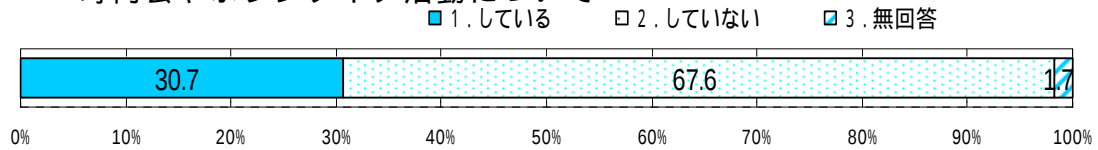
基本施策 1 - 地域社会における男女共同参画の促進

各個人が、職場・家庭・地域の中で、それぞれの価値観により、それぞれがバランスのとれた生き方を模索している中、各地域活動においても男女間に固定的な役割分担、意識差がみられます。男女共同参画社会を形成する上では、仕事と家庭という個人の大きな活動単位を支える地域社会の構築が必要となり、また、地域社会には無限の力があると考えます。

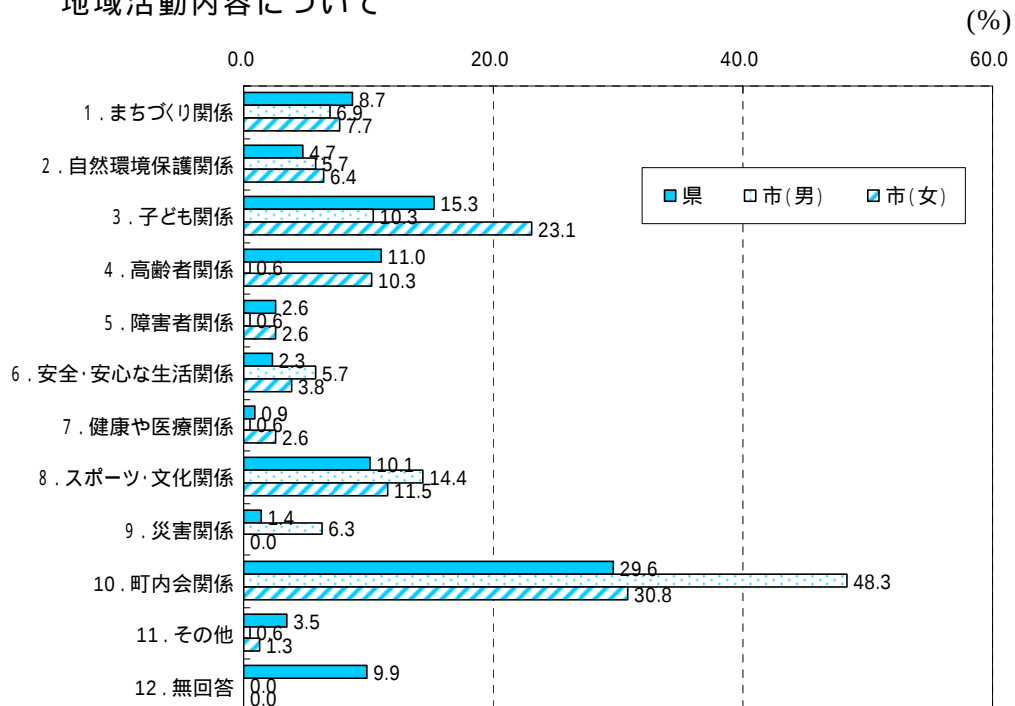
市民意識調査において、地域活動内容として、市では、男性は町内会活動が特に多く、女性は「子ども関係」が多いという傾向がみられます。その特徴を生かし、地域社会における男女の役割について共通認識を浸透させ、地域や世代間の交流・連携強化による豊かな人間性を育む環境づくり、人材育成、そして人権侵害、防犯体制の整備などの地域力をさらに伸ばす取組みを進めます。

また、メディアにおける影響は多大なものであり、表現の自由を尊重しつつも男女の人権が尊重されるよう配慮と理解を働きかける必要があります。一方、メディアからの情報を男女が読み解き自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上に努めます。

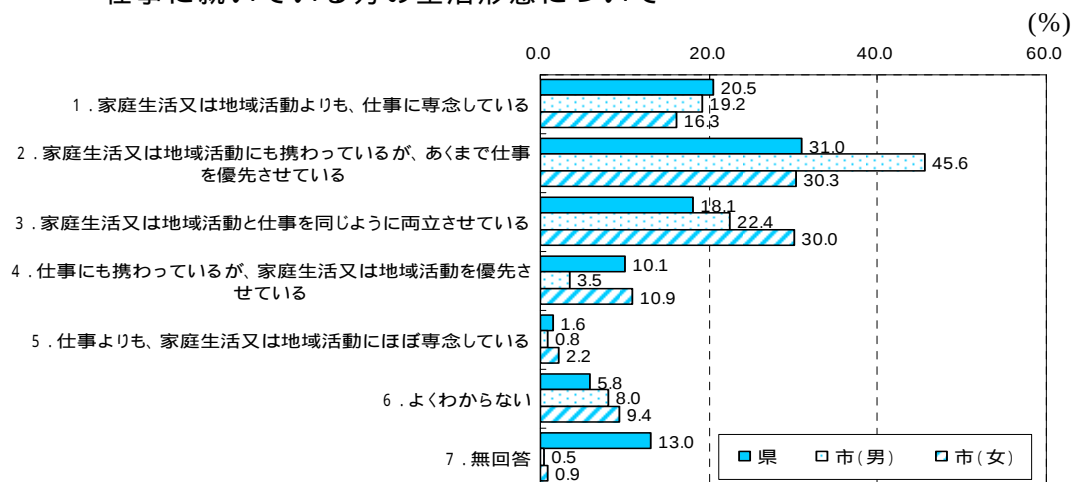
町内会やボランティア活動について



地域活動内容について



仕事に就いている方の生活形態について



資料：平成18年度男女共同参画市民意識調査

(1) 男女が共に参画する地域活動の促進

男女が共に協働する地域コミュニティを形成するための意識を啓発します。

地域社会活動として福祉活動や環境問題への取組みに対する男女の参画を促進します。

男女が共に地域活動に参画するための機会や情報を提供します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
地域活動への参加促進	地域コミュニティ活動参加促進	広聴広報課
	意識啓発活動	
学校行事等への参加促進	各学校からの呼びかけ、広報等を通じた啓発	学校教育課
福祉活動への参加促進	関係機関との連携によるボランティア活動参加の促進	関係各課
環境問題への取組みに対する参加促進	緑化推進事業および環境美化活動支援	環境保全課
	市内一斉清掃、霞ヶ浦や流入河川のごみ清掃への参加促進	
	地球温暖化防止活動支援	
地域交流の促進	市民が身近に利用できるコミュニティバス運行の充実	企画課
	地域集会施設などのコミュニティ施設の整備支援	広聴広報課
	地区公民館主催の合同運動会への支援	霞ヶ浦公民館

コミュニティ：ふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や信頼関係に基づく集団のこと

コミュニティバス：民間の公共交通を利用しにくい地域住民の足を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバスのこと。

(2) 人材育成と地域活動支援の充実

男女が共に参画し、多様な地域活動を充実したものとするために人材の育成や活動に対する支援の充実に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
人材育成の促進	地域ボランティアの育成	関係各課
	地域リーダーの育成	
地域の活動支援	各種団体の活動支援	広聴広報課
	NPOの活動支援	
	まちづくり推進事業の促進	

NPO (Non Profit Organization): 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法」(NPO 法)が成立し、福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。

(3) 地域の防犯・防災対策の推進

わいせつ行為、ストーカー行為などの地域における人権侵害や犯罪について地域や関係機関、行政が力を合わせて防犯対策を推進します。

男女が共に安全に暮らせる地域社会を推進するため、交通安全意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動の充実強化に努めます。

消防・防災など地域における安全を確保するための施策を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
地域の人権侵害防止対策	意識啓発活動	社会福祉課
	相談体制の充実	
地域の防犯体制の充実	学校と地域の協力による「子どもを守る110番」の拡充	学校教育課
	自主防犯組織の結成支援	総務課
	防犯連絡員の活動支援	
	警察との連携強化	
地域の交通安全対策	交通安全関連団体との連携による交通安全運動、パトロールの実施	学校教育課
	交通安全教育の充実	
地域の消防、防災体制の充実	自主防災組織の結成、活動支援	総務課
	婦人防火クラブ、少年消防クラブの育成支援	消防本部
	女性消防団員による火災予防の普及	
	事業所、市民を対象にした応急手当、救命講習会の実施	消防本部 健康増進課

(4) メディアにおける人権尊重

男女共同参画の視点に立ち、男女の人権に配慮した情報の発信に対する理解と配慮を促進します。

情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）向上のための啓発活動を推進します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
メディアにおける男女の人権尊重の働きかけ	男女の人権に配慮した情報発信に対する理解と配慮の意識啓発	広聴広報課
	市広報誌、ホームページにおける男女の人権を尊重した表現の推進	
メディア・リテラシー向上の促進	情報を活用できる能力向上のための広報啓発	学校教育課
	学校教育における情報教育の推進	

メディア：マスメディアといわれる新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画などのほか、新たな情報伝達手段であるインターネット等も含めたものを指しています。

メディア・リテラシー：メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

基本施策 2 - 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会について理解を深めるとともに、男女が互いに認め合い協力し合うためには、学校教育における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が必要です。

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために生涯学習の振興は重要であり、多様化、高度化した学習需要への対応が望まれています。

また、学校教育関係者や社会教育関係者に対する男女共同参画に関する理解の必要性が求められていることから研修の充実を図り、家庭・学校・地域が協力し、男女共同参画を推進する教育や学習機会の提供を図る取組みを推進します。

(1) 学校教育等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校において人権を尊重した教育と男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

教職員などに対する研修の充実など、教育環境の整備を推進します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
教育活動全体を通じた人権教育の実施	各教科の指導、学級活動を通じた人権を尊重する意識や態度の育成	学校教育課
道徳教育を通じた男女平等教育の実施	道徳の時間における人権教育の実施	
家庭科教育の充実	家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義等についての学習の推進	
個性を生かし、多様な生き方を学ぶ教育の促進	指導方法、教材・参考資料の選択、進路指導の充実	
教職員への学習・研修の充実	男女共同参画に関する理解促進のための学習や研修の充実および意識啓発	

(2) 生涯学習における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

あらゆる年代の男女が生涯を通じ学習機会を選択できるよう環境を整備します。

あらゆる年代の男女が生涯を通じスポーツに親しむことのできるよう環境を整備します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
生涯学習機会の充実	生涯学習フェスティバルの開催など発表の機会の提供	生涯学習課
	生涯学習団体の育成、活動支援	
	生涯学習推進人材バンクの活用支援	
	「マナビいかすみがうら」による各種講座・教室の案内	
	各種講座・教室の開催	関係各課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	総合型地域スポーツクラブを支援しスポーツに親しむ機会の提供	スポーツ振興課
	スポーツ団体の育成、活動支援による団体活動の充実	
	体育指導委員と連携した指導の強化および組織の育成支援	

基本施策 3 - 国際的理解と協調

国際化の時代に入り、男女共同参画への取組みは、国内だけでなく、世界各国の目標であり、人権尊重という世界的な協調のもとに展開しています。あらゆる分野で情報化、国際化が進展する中で、諸外国の文化などを理解し尊重することは男女ともに必要なことであり、また、世界各国の男女共同参画を目指した取組みや男女をとりまく状況を把握し、国際模範等を理解する必要があります。そのため、情報の収集や国際交流を推進する取組みを展開します。

(1) 情報の収集・提供

男女共同参画に関する取組みや現状について国際理解を深めるために、情報を収集・提供を行います。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的動向についての情報収集および提供	広聴広報課
	国際基準等の広報	

(2) 国際交流・国際協力の推進

国際交流、国際協力を図るための施策を推進します。

広い視野から地域社会や国際社会の理解を深めるための学習環境の整備を図ります。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
国際交流事業の推進	県主催の「ハーモニーフライト事業」への参加支援	広聴広報課
	国際交流事業参加者への助成	
国際理解教育の推進	小・中学校での外国語指導助手(ALT)による語学活動・指導と文化の普及	学校教育課
	中学生の海外派遣事業「少年のつばさ」の実施	

基本目標

男女共同参画を推進する体制づくり

社会のあらゆる分野へ共同参画するために必要なことは、計画を立てたりそれを実行していく場に男女が共に責任を持って参画し、男女双方の視点を取り入れること、いわゆる「政策・方針決定過程への参画であり」、「男女共同参画社会基本法」の基本理念として掲げられています。これは、計画を立てる段階からかわり、実行していくことで、男女が共に共有することにつながります。しかしながら、この分野においても男性が優遇されているという不平不満が存在しており、女性が市政や政治への参画意識を高められるような取り組みを求められています。女性の施策、方針決定過程への参画を推進する必要があります。

さらに、男女共同参画社会を形成するための取り組みは、非常に広い範囲で、かつ多岐にわたります。この取り組みを推進していくためには、市民と行政が協働で施策を展開していく必要があります。そのため、行政はもとより、市民、事業所、各種団体等との連携強化および協力体制作りが必要であり、市の推進体制を充実し取り組んでいきます。

基本施策 1 - 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

社会におけるさまざまな問題に対応するには、審議会など自治体の政策・方針決定の場へ男女が共に積極的に参画し、意見を反映することが大切です。

男女共同参画の視点から、市民参画の機会を拡充するためにさまざまな市民のニーズに的確に応えることができる仕組みを整備します。市民参画の機会を拡充するためには性別や就業の有無を問わず参画できるようにすることが必要です。さらに、地域・企業・学校など社会のあらゆる分野で責任ある地位に男女が偏りなく就くことを働きかけ、市民・団体・事業所・行政のパートナーシップによる仕組みづくりに努めます。

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

審議会や委員会の委員の選出にあたっては、広い分野からの女性の積極的な登用を図ります。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
女性の参画の推進	各種審議会・委員会への積極的な登用	関係各課
人材情報の収集と提供	女性の人材の発掘と情報収集および提供	

(2) 女性が市政へ参画するための支援

政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、市政についての理解や学習を深める機会を積極的につくり、女性の人材育成を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
市政への参加促進	市民懇談会への参加 市民提案制度の充実	広聴広報課
女性リーダー育成支援	関係機関で開催する研修等の情報収集及び提供(再掲)	広聴広報課
	女性団体の各種行事への参加および学習機会の提供	関係各課

(3) 事業所・団体における女性の参画推進

事業所及び各種団体等に対して男女共同参画の促進と積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を働きかけます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
事業所等への女性の参画促進	関係機関との連携による職場内慣行や性別による固定的役割分担意識改善のための意識啓発	観光商工課
	女性管理職登用等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する情報収集・提供	
地域活動への女性の参画促進	自治会やボランティアなど地域組織・団体の方針決定の場における女性の参画促進	関係各課

基本施策 2 - 行政推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するための施策は、広範かつ多岐にわたっています。この施策を推進するためには、職員の理解を深めると共に行政の推進体制の充実に努め、具体的な事業計画に基づき、各課との連携・調整、国や県などとの連携を図りながら全庁的に取組む体制を整備します。

(1) 庁内の男女共同参画の推進

市の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、職員を対象に男女共同参画についての理解を深め、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実に努めます。

政策・方針決定過程の場への女性職員の参画を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
市職員研修の充実	市職員を対象にした男女共同参画に関する研修、学習機会の充実	広聴広報課 職員課
女性職員の男女共同参画の推進	女性職員の職域の拡大と管理職等への登用推進 県と連携した女性職員対象の研修、学習機会の提供	職員課

(2) 庁内における働きやすい職場づくり

職場における人権侵害を防止する対策が図られるよう各課の管理職員が中心となり、啓発、防止対策を推進します。

仕事と家庭の両立を支援し、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
育児休業・介護休暇制度の取得の促進	育児休業・介護休暇の周知 意識啓発	職員課
職場内人権侵害防止対策	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための職員研修の実施 意識啓発	全 課
家庭や地域活動へ積極的に参加できる職場づくりの整備	定時退庁日の実施 年次休暇取得の推進	

(3) 男女共同参画に関する情報提供と調査研究

男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の実践、民間団体における取り組みについての情報を収集し、市民に提供します。

男女共同参画施策を効果的に推進していくために、定期的な市民意識調査を実施し、市民の現状やニーズを把握することに努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
資料・情報の収集	男女共同参画に関する国際基準等の情報の収集	広聴広報課
	国や県、民間団体における取り組みの情報の収集	
情報の提供	市ホームページによる情報の発信	
	広報「かすみがうら」を活用した情報の提供	
	相談窓口一覧の作成	
調査研究	定期的な市民意識調査の実施	

(4) 推進体制の確立

「かすみがうら市男女共同参画計画」を推進していくために、「かすみがうら市男女共同参画推進委員会」を設置し、関係事業の実施状況の確認や評価を定期的に行います。

計画をより効果的に推進するために庁内組織の連携強化を図ります。

男女共同参画社会実現のため、市民と一体となった活動を推進するとともに、基本計画策定において広く意見を求めるなど市民との連携を図ります。

職業生活および地域社会に大きな影響力をもつ事業所や団体等と連携し、事業の推進を図ります。

男女共同参画実現のため、国や県への働きかけや他市町村・関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策・事業例	担当課
男女共同参画に関する普及啓発	男女共同参画に関する講演会の開催	広聴広報課
市の取組に対する定期的な評価の実施	「かすみがうら市男女共同参画推進委員会」による進捗状況の確認および評価の実施	
庁内における男女共同参画推進体制の確立	関係各課との連携強化	
市民との連携	意見公募手続制度の実施	企画課 広聴広報課
	市民と連携した活動推進	広聴広報課
事業所、団体等との連携	事業所、団体等との連携による施策の推進	
国、県、他自治体等との連携強化	市の施策に対する国、県、他自治体等との連携による情報収集や施策の推進	

